

千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

公職選挙法第 141条第 9 項
・第 143条第15項に基づき制定
平成 6 年 3 月 30 日 条例第 2 号

改正 平成 7 年 3 月 22 日 条例第 3 号
平成 7 年 3 月 22 日 条例第 4 号
平成 10 年 10 月 16 日 条例第 42 号
平成 13 年 10 月 17 日 条例第 31 号

(目的)

第 1 条 この条例は、選挙の公平と機会均等を図るため、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 141 条第 9 項及び第 143 条第 15 項の規定に基づき、千代田区議会議員及び区長の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車（以下「自動車」という。）の使用及び法第 143 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

(平 7 条例 3 ・ 一部改正)

(自動車の使用の公費負担)

第 2 条 千代田区議会議員及び区長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、35,150 円に、その者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第 100 条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により千代田区（以下「区」という。）に帰属することとならない場合に限る。

(平 7 条例 3 ・ 平 10 条例 42 ・ 平 13 条例 31 ・ 一部改正)

(自動車の使用の契約締結の届出)

第 3 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、自ら及び自らと生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）以外の者との間において自動車の使用に関し有償契約（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業に係る運送契約を除く。）を締結し、千代田区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約の相手方からの請求に基づき、当該契約の相手方に対して支払う。

- (1) 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,300円を超える場合には、15,300円)の合計金額
- (2) 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)
- (3) 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手(同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(平7条例3・平7条例4・平10条例42・平13条例31・一部改正)

(ポスターの作成の公費負担)

第5条 候補者は、第7条に定めるところにより算定した1枚当たりの作成単価の限度額にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙の行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ポスターの作成の契約締結の届出)

第6条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間においてポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるとこ

るにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第7条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、510円48銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第5条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

(平7条例4・平10条例42・平13条例31・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

附 則(平成7年3月22日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月22日条例第4号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

附 則(平成10年10月16日条例第42号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行の日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則(平成13年10月17日条例第31号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。